⑾　本工事は、資料の提出及び入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の「電子入札（郵送入札）運用マニュアル」を適用する。なお、電子入札により難いものは、「電子入札（郵送入札）運用マニュアル」に基づき契約責任者に届出を提出して郵送で行う紙入札方式によることができる。

⑿　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

2　競争参加資格　本工事に係る競争に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社契約規則」第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合

当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく平成29・30年度競争参加資格における当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,050点以上の「交通情報設備工事」の資格を有する者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,050点以上の「交通情報設備工事」の資格を有する者であること。以下同じ。）であり、かつ、平成31・32年度競争参加資格における当該資格を開札（入札執行）時において有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合

当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく平成29・30年度競争参加資格者における当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,050点以上の「交通情報設備工事」の資格を有する者の２者で構成された共同企業体であり、かつ、平成31・32年度競争参加資格における当該資格を開札（入札執行）時において有する者であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者（いずれも上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又はこの条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体であること。

⑷　施工実績　平成15年度以降に元請としてしゅん功した次の工事の施工実績※を有すること。

１）単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

求める実績

電波法（昭和25年法律第131号）で定める基地局の無線設備について、下記①～③に示す全てを実施した工事

①　機器の製作（製作の委託を含む。）
②　機器の設置
③　試験調整

２）特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績

電波法で定める基地局の無線設備について、下記①又は②の実績

①　機器の製作及び納入（製作の委託を含まない。）
②　機器の設置及び試験調整を実施した工事

※特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外に求める実績「①機器の製作及び納入（製作の委託を含まない。）」は、工事の実績でなくとも良い。

・求める実績に対して提出できる実績は１件とする。
・特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。

⑸　特定建設工事共同企業体を構成する場合は、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

③　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２者で構成される場合にあっては30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑹　同種機器等

本工事において製作する機器の納入実績

本工事においてＥＴＣ設備の製作予定者は、平成15年度以降に以下に示す同種機器の納入実績を有すること。

同種機器：電波法で定める基地局の無線装置

⑺　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑻　本工事に係る設計業務等の受注者でないこと及び当該受注者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑼　入札に参加した者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　以下に定める届出をしている者であること。ただし、当該届出の義務がない者にあっては、この限りでない。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

3　技術提案に関する事項

⑴　技術提案と入札金額の取扱い　入札参加希望者は、標準案に示す工事材料及び製作する機器の機能、性能等を低下させずにイニシャルコストを低減する提案※をすることができる。その提案が発注者の事前審査で採用された場合、当該提案を行った入札参加希望者はその提案を基に入札を行い、提案が不採用となった場合又は提案をしなかった場合は、標準案を基に入札を行うこととし、これに違反した入札は無効とする。また、提案が不採用となった場合は、入札を辞退することができる。

※提案にはイニシャルコストの低減額が０円の場合を含むものとし、低減額が０円の場合は機能、性能等を向上させるものに限る。

⑵　技術提案資料　標準案と比較して経済的であり、かつ標準案と同等以上の機能、性能等を有する工事材料及び機器で本工事を施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案資料を提出することとし、その場合の提案内容は全て確実に履行しなければならない。技術提案が不採用となった場合に、標準案に基づいて施工する意思があるときは、技術提案資料においてその意思を表示すること。また、技術提案がなく標準案に基づいて施工しようとする場合には、技術提案資料にその旨記載し提出すること。

⑶　技術提案の採否　技術提案の採否については、提案された工事材料及び機器の機能、性能等を総合的に評価して行うものとし、その審査結果は競争参加資格確認結果に併せて通知する。